

妊産婦マル福制度に該当した方は共済組合に届出を

妊産婦マル福制度に該当すると医療費助成の対象となりますが、平成21年7月から助成対象となる疾病が限定される等複雑になっています。

共済組合では、医療給付を正しく行うため妊産婦マル福制度の該当状況を把握する必要がありますので、届出のご協力をお願いします。

- 「共済組合員（被扶養者）申告書」と「マル福受給者証」の写しを、所属所共済事務担当課に提出してください。

【お問い合わせ先】
共済組合保険課
電話 029-301-1413

保養施設宿泊利用助成事業からのお知らせ

「宿泊利用助成券」の発行により宿泊利用料金の一部を助成する保養施設宿泊利用助成事業の対象契約施設状況のご案内です。

◆協定保養所

地域	施設名	施設状況
神奈川	湯河原温泉ちとせ (神奈川県市町村職員共済組合保養所)	平成21年12月1日リニューアルオープン
北海道	ホテル新定山深ゆらら (北海道市町村職員共済組合保養所)	平成22年3月31日をもって閉館
秋田	五輪荘 (秋田県市町村職員共済組合保養所)	平成22年3月31日をもって閉館

※ 協定保養所（全国の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の直営保養所）の助成対象は、『組合員とその被扶養者』です。

新型（豚）インフルエンザのご相談窓口のご案内

日本国内の新型インフルエンザに関するお問い合わせ・ご相談は健康電話相談にて、24時間受け付けていますので、下記をご利用ください。

また、都道府県による新型インフルエンザ相談窓口は、下記の厚生労働省ホームページの新型インフルエンザに関する情報でご確認ください。

厚労省
ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>

健康電話相談

《24時間受付：年中無休・電話料相談料無料》
健康のお悩みがあったら すぐにご相談ください

フリーダイヤル

0120-03-1199

● プライバシーは厳守されます

携帯電話・PHSからは03-3234-0099 ※ただし、携帯電話・PHSからの通話料は発信者負担となります。

この電話相談は外部の専門機関（保健同人社）に委託して開設しているものです。

★★★ ご家族の健康づくりに積極的にご利用ください ★★★